

「社会を明るくする運動強調月間」  
「青少年の非行・被害防止全国強調月間」  
「青少年に有害な社会環境排除県民運動強化月間」

犯罪や非行のない  
明るい社会のために

7月は「社会を明るくする運動強調月間」です。  
この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとするもので、今年で60回目に



▲▼昨年の青少年一斉啓発活動の様子



なります。今年も「社会を明るくする運動強調月間」である7月を中心に、更生保護への理解と協力を訴えるさまざまな活動が行われますが、特に期間中は、保護司会を中心に、更生保護女性会その他の団体の協力により、市内各地で広報活動が行われます。  
この「社会を明るくする運動」のための資金として、各区を通じて1戸当たり30円の資金協力をいただき、市内中

大人が「見守る」  
地域では「くむ」

7月は、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「青少年に有害な社会環境排除県民運動強化月間」です。

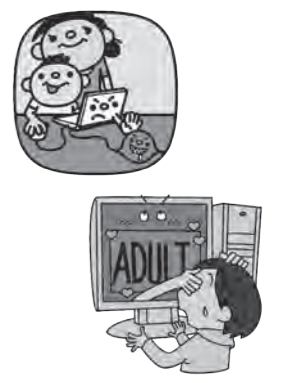


愛の声かけ運動

「青少年は地域社会からはぐくむ」誰かが自然に声かけできる社会の実現に向けて、地域の大人が青少年一人ひとりに対して温かなまなざしを向け、声をかける「愛の声かけ運動」の実践にご協力ください。  
「大人が変われば子どもも変わる」まずは、近所に住む子どもにあいさつすることから始めてみませんか。

有害情報から  
子どもを守る

携帯電話やパソコンのインターネット上には、青少年にとって有害な情報が含まれるサイトがあります。  
保護者の皆さんは、子どもがインターネット上の有害情報の悪影響や、これに伴う犯罪・被害に巻き込まれないようにしなければなりません。  
そのためには、インターネットの利用環境を整える（携帯電話やパソコンにフィルタリングソフトを利用する）とともに、インターネット利用時のルールやマナーなどについて、子どもと話し合ひましょう。



有害自動販売機  
3ない運動

青少年にとって有害な自動販売機（露骨な性描写の雑誌、ポルノコミックス、アダルトビデオ・DVD、大人のおもちゃなどを販売する自動販売機）を「設置させない」「利用しない」「放置しない」  
「有害自動販売機3ない運動」の実践にご協力ください。

郷土の未来を担う青少年が心豊かに健やかに成長していくことは皆の願いです。  
この月間を機会に、青少年の非行・被害防止と健全育成、また、青少年にとって有害な社会環境を、あらためて大人の視点から見つめ直し、安全・安心な地域社会づくりにご協力ください。

問い合わせ先  
市役所福祉課厚生保護係  
☎21111（内線255）  
市役所子育て課青少年未来係  
☎21111（内線357）

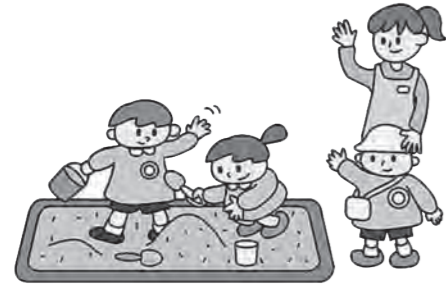
10月から保育料の一部を改定

一時的保育の実施園も一部変更します

保育料の一部を改定

中野市保育所運営審議会の答申を受けて、10月から保育料月額を次のとおり改定します。

- ・低所得者の負担軽減を図るため第2-2階層の額を引き下げます。
- ・国の保育所徴収基準額の改定に合わせて、第8階層を新設し、第7階層を引き上げます。
- ・私的契約に係る保育料について、今までの最高階層の第7階層から第8階層に改定します。



※その他の階層については、額の改定はありません。  
一時的保育実施園のうち、「松川保育園」を「みなみ保育園」に変更

一時的に保育に欠けるお子さんを短期間保育所でお預かりする一時的保育については現在、松川保育園、平岡保育園、たかやしろ保育園、豊井保育園で実施していますが、10月から、松川保育園を「みなみ保育園」に変更します。

7月からの保育料月額

7月からの保育料および長時間保育利用料を算定するための「所得税額と市民税額の年度切り替え」を行い、新たな保育料月額を保護者の皆さんへ別途通知します。  
なお、長時間保育利用料についても、変更となる場合は別途通知します。

問い合わせ先  
市役所保育課保育係  
☎21111（内線293）

在籍する児童の属する世帯の階層区分			保育料額（月額、円）		
階層	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第2-2	前年分の所得税が課されていない世帯	前年度分の市町村民税非課税世帯	7,300	5,000	5,000
第7階層	前年分の所得税課税世帯	前年分の所得税額が413,000円以上734,000円未満の世帯	53,100	31,400	26,900
第8階層	前年分の所得税課税世帯	前年分の所得税額が734,000円以上の世帯	56,400	33,700	27,600

中野市保育料表（改定階層のみ・改定後）

子どもに関する

各種手当のご案内

『児童扶養手当』

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない18歳までの児童を養育している家庭に対して支給されるもので（所得制限があります）、今年8月から父子家庭の父親も申請ができます。  
事前に、手当の申請が可能と思われる方に資料を送付しますので、申請していただくようお願いいたします。

子ども手当「新規認定および額改定請求者の方」

今年4月から子ども手当制度が始まり、新たに手当を受けることができると思われる方に申請書を送付しました。  
9月末までに提出していた支給できませんので、早めに提出してください。

『現況届の提出が必要な方』

今年3月まで児童手当を受給していた方で、中学校2・3年生の兄弟、姉妹がいな方は、現況届の提出が必要と

なりませぬ。  
この現況届を提出していただく、引き続き、子ども手当が支給されます。該当する方には、現況届を送付いたしますので、早めに提出してください。

なお、出生、転入などの事由が発生した日から15日以内に申請していただくと、事由が発生した月の翌月から支給されます。請求が遅れると、子ども手当を受けられない月が生じます。ご注意ください。

『特別児童扶養手当』

精神または身体に障害のある満20歳未満の児童を監護する父親もしくは母親のどちらかで、所得額が高い方または養育者に対して手当が支給されます。（所得制限があります）該当されると思われる方は、ご相談ください。

問い合わせ先  
市役所子育て課子ども支援係  
☎21111（内線356）  
豊田支所地域振興課市民生活係  
☎31111（内線133）